

湖南省国民保護計画(素案)修正事項一覧表 【第1回】

整理番号	頁	行	修正箇所	修正意見等(修正案・修正理由等)	必ず修正を求め べきものには"○"	意見提出部局	市町の対応	修正一覧番号
1	1	2	枠内	【修正案】 「(省略)…住民の生命、身体および財産を保護する責務を有していることから、…(省略)」 【修正理由】 表現の修正。市計画P26の2行目、国民保護法第3条2項参照。		総合防災課	意見の通り修正します。	
3	1	6	(4)消防業務	【修正案】 (4)を削除し、(1)市の責務の最後に、「なお、市国民保護計画における消防業務は、消防事務(消防団に関する事務を除く。)を共同処理する甲賀広域行政組合消防本部(以下「広域消防」という。)の業務として定めるものとする。」を加える。 【修正理由】 消防は市の責務であることから、(1)で記述するのが適切である。		総合防災課	意見の通り修正します。	
5	3	2	(1)基本的人権の尊重	【修正案】 「第12条」を削除 【修正理由】 国民の自由と権利(基本的人権)は、憲法第12条の一条をもって保障されているわけではないため。国民保護法第5条においても、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利」とされており、特に憲法第12条とことわっていない。	○	総合防災課	意見の通り修正します。	
7	5	表	市 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防団、 廃棄物の処理、被災情報の収集その他の 武力攻撃災害への対処に関する措置の実	【修正案】 「団」を削除 【修正理由】 国民保護法、県国民保護計画との整合を図る。	○	総合防災課	意見の通り修正します。	
10	5	表	広域消防(事務または業務の大綱) 3 4 5	【修正案】 3の「避難実施要領の策定」を削除。 4の「および提供」を削除。 5の「警戒区域の設定」を削除。 【修正理由】 国民保護法では、いずれも市長が行うこととされている。	○	総合防災課	意見の通り修正します。	

11	7	表	指定地方行政機関(機関の名称、事務又は業務の大綱)	【修正案】 指定地方行政機関に「近畿地方環境事務所」を加える(挿入位置は、大阪管区気象台彦根管区気象台の下)。(事務又は業務の大綱) 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 【修正理由】 平成17年10月に地方環境事務所が新たに設置され、指定地方行政機関に指定されたことに伴う修正	○	総合防災課			
13	8	複数	(1)地理的特徴 (2)社会的特徴	【修正案】 「湖南省」「本市」を「市」に修正 【修正理由】 表記の統一。		総合防災課			意見の通り修正します。
14	9	12	(2)社会的特徴	【修正意見】 「また、過去に無差別大量殺人(テロ行為)を行ったにもかかわらず、当時の教義をそのまま継承している教団の施設が市内および甲賀市に存在し、公安当局が監視活動を続けている。」とあるが、市の一般的な特徴であるか見直されたい。問題点として、①特定の団体に関することが市の一般的な特徴といえるかどうか、②教団が再び同様の行為を行うおそれがあると市が認めていると市民および教団関係者に誤解を与えないか、③公安当局の活動について説明できるのか、④甲賀市のことについて記述するのは適切か、などがあげられる。	○	総合防災課			①については、湖南省の社会的特徴と考えます。 ②現在もオウム真理教教団の幹部、信者が居住しており、市も地元区(対策委員会)に対して補助金を支出し、抗議行動にも各区から市民も参加されているので問題はないと考えます。③公安当局の立入調査の結果報告も受けているので説明出来ると考えます。④甲賀市の施設についての記載は削除します。
17	15 16	一	※【市における24時間体制の確保について】	【修正意見】 ※【市における24時間体制の確保について】は、市が24時間体制を検討するに当たって国が示している注意書き(例示)であり、例えば(2)の「広域消防に事務を委ねることが選択肢として考えられる」など、そのまま記載すると適切でない表現が含まれている。他の市町の計画案等を参考に市における24時間体制について再度検討されたい。	○	総合防災課			「①当直等から職員への連絡体制 市の当直が受理した国民保護に関する情報については、即時に国民保護関係職員に連絡できるような体制を整備する。②初動連絡体制(警報受領、現場情報受信、国民保護関係職員その他関係機関への連絡)初動連絡体制については、市の国民保護担当職員が発庁するまでの間、広域消防にその事務を委ねることとし、職員登庁後直ちにその事務を引き継ぐものとする。」に修正します。
18	16	下から 12	(2)消防団の充実・活性化の推進等	【修正意見】 「湖南省地域防災計画を基準とする。」では意味が通じないので、適切な表現に修正されたい。		総合防災課			「参集基準については緊急事態連絡本部体制の設置に伴い参集する。」に修正します。

20	18	15	(1)近接市町との連携	<p>【修正案】 「また、市は市長以下幹部職員の全滅、市役所庁舎等の崩壊等により、自治体としての機能を停止せざるを得なくなった場合に備え、あらかじめ自治権の緊急避難的移管を行うべき自治体と協定を結び、平時からの連携を密接に行う。この場合の法的関係の整理については、研究を行うものとする。」を削除。</p> <p>【修正理由】 このような場合、法第14条で知事が市長の措置を代わって実施すべきことが規定されている(法第14条参照)。なお、後者のケースでは、貴市計画案P38の4行目にあるとおり、市域内に市対策本部を設置することができない場合は、知事と市対策本部の設置場所について協議を行うこととなる。</p>	○	総合防災課		
21	18	下から10	(2)広域消防の連携体制の整備	<p>【修正案】 (2)消防機関の連携体制の整備 市は、広域消防の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</p> <p>【修正理由】 常備消防、非常備消防ともに連携体制を整備することが求められる。</p>	○	総合防災課		意見の通り修正します。
22	18	下から3	(1)指定公共機関等の連絡先の把握	<p>【修正案】 市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、資料編に掲げる指定公共機関等の連絡先、担当部署等について定期的に最新の情報に更新する。</p> <p>【修正理由】 表現の修正</p>		総合防災課		意見の通り修正します。
24	22	5	2 警報等の通知および伝達に必要な準備	<p>【修正案】 「2 警報等の通知および伝達に必要な準備」の「通知および」を削除</p> <p>【修正理由】 警報等の通知をするのは県である。</p>	○	総合防災課		意見の通り修正します。
32	24	下から11	1 研修 (1)研修機関における研修の活用	<p>【修正案】 「県自治研修所」を「県市町村職員研修所」に修正</p>	○	総合防災課		意見の通り修正します。
33	26	13	(2)市職員等の研修機会の確保	<p>【修正案】 「市および広域消防」の「および広域消防」を削除</p> <p>【修正理由】 市職員に対して研修を行うのは市の役割である。</p>		総合防災課		意見の通り修正します。

34	26	6	枠内	【修正案】 枠内の全文を削除し、「避難および救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。 【修正理由】 県計画の該当部分を引用しているため、法的に誤りの多い文章となっていることから、モデル計画に準じて修正。法第52条、第74条参照。	○	総合防災課		
35	28	下から2	※【災害時要援護者の避難支援プランについて】	【修正案】 本市では、武力攻撃災害等により避難等が必要とされる場合において、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例第19条」に基づき、支援を要する障がい者の居住等に関する…(省略) 【修正理由】 表現の修正		総合防災課		意見の通り修正します。
36	27	下から9	(7)避難実施要領のパターン作成に対する支援	【修正案】 モデル計画に準じて修正 【修正理由】 県計画の該当部分を引用しているため、誤りの多い文章となっていることから、モデル計画に準じて修正。	○	総合防災課		意見の通り修正します。
37	28~29	一	複数箇所	【修正案】 「生活関連施設等」を「生活関連等施設」に修正 【修正理由】 法律用語のため正しい語句に修正。法第102条参照。市計画案の複数ページにわたって誤りがあるため、検索・置換機能等を利用し、全文を確認のうえ全て修正すること。	○	総合防災課		意見の通り修正します。
38	30	5	2 関係機関との連携体制の確保	【修正案】 「市は県(および関係機関)との情報連絡などの連携体制を整備するとともに、隣接県に所在する原子力事業所における武力攻撃事態等を想定した訓練等により、その有効性を検証し、必要な体制の見直しに努める。」に修正 (カッコ内は貴市の判断で記述。) 【修正理由】 県計画との整合を図る	○	総合防災課		意見の通り修正します。
39	31	8	第3項 水源地への毒物等の投入による災害に対する平素からの備え 1 初動体制の整備	【修正意見】 主語が県になっているので修正すること	○	総合防災課		意見の通り修正します。
42	33	12	枠内	【修正案】 「政府による事態認定の前の段階における」を削除 【修正理由】 第3編に事態認定後の記述が含まれているため	○	総合防災課		意見の通り修正します。

43	33	下から4	(2)事態認定前における初動措置の確保	【修正案】 「(2)事態認定前における初動措置の確保」の「事態認定前における」を削除 【修正理由】 事態認定後の記述が含まれているため		総合防災課	意見の通り修正します。
44	34	11	(4)市対策本部への移行に要する場合の調整	【修正意見】 「(4)市対策本部への移行に要する場合の調整」はおかしな表現となっているので、修正されたい。	○	総合防災課	意見の通り修正します。
45	34	下から8	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	【記述内容の確認】 「防災担当部局体制」とはどのような体制か。資料編資料4では、「防災担当部局体制」という体制は記載されていない。		総合防災課	「連絡本部調整体制」に修正します。
47	38	16	(8)市対策本部の廃止	【修正案】 「指定解除の通知」を「指定の解除の通知」に修正 【修正理由】 法律用語であるため。法第30条参照。	○	総合防災課	意見の通り修正します。
48	40	1	3 自衛隊の部隊等の派遣要請	【修正案】 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等に修正 【修正理由】 法第20条参照	○	総合防災課	意見の通り修正します。
50	40	4	3 自衛隊の部隊等の派遣要請 (1)自衛隊の部隊等の派遣要請	【修正案】 「(省略)…努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長または市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、…(省略)」 【修正理由】 組織改編に伴う修正。不要な語句の削除。	○	総合防災課	意見の通り修正します。
51	40	10	3 自衛隊の部隊等の派遣要請 (1)自衛隊の部隊等の派遣要請	【修正案】 「(防衛庁連絡の窓口については、資料編参照)」を削除 【修正理由】 資料編に記載されている連絡窓口とは異なるため。	○	総合防災課	意見の通り修正します。
53	41	6	(4)自治権の移管	【修正案】 削除 【修正理由】 P19における修正と同じ	○	総合防災課	意見の通り修正します。
54	41	下から10	(1)他の市町村に対して行う応援等	【修正案】 モデル計画P43の6(2)の内容を追記 【修正理由】 モデル計画に準じて修正	○	総合防災課	意見の通り修正します。
55	41	下から4	7 ボランティア団体等に対する支援 (1)市区長会を通じた自治会組織への支援	【記述内容の確認】 「市は、現地調整所を拠点とし、」とあるが、現地調整所が設置されない(できない)場合があることも考えられる。その場合はどうするのか。		総合防災課	「現地調整所または地区連絡所」に修正します。

56	42	5	(3) ボランティア活動への支援等	【修正意見】 「住民からのボランティア活動の希望の可否」はおかしな表現となっているので、修正されたい。	○	総合防災課			「ボランティア活動」に修正します。
57	45	6	1 警報の伝達等	【修正案】 「1 警報の内容の伝達等」に修正 【修正理由】 法第47条参照	○	総合防災課			意見の通り修正します。
58	43	18	2 警報の内容の伝達方法 (B)	【修正意見】 「(省略)…伝達以外の方法についても検討しておくものとする。」とあるが、「〇〇しておくものとする」という表現は、通常他者に対して用いる語句であるから、適切な表現に修正されたい。	○	総合防災課			「についても検討する」に修正します。
59	43	下から 10	2 警報の内容の伝達方法 (2)	【修正意見】 「(省略)…体制の整備に努めるものとする。」とあるが、「〇〇しておくものとする」という表現は、通常他者に対して用いる語句であるから、適切な表現に修正されたい。	○	総合防災課			「努める」に修正します。
60	43	下から 1	2 警報の内容の伝達方法 (3)	【修正意見】 市長は、消防長に対し指揮権が及ばないことから、適切な表現に修正されたい。	○	総合防災課			「消防長および」を削除します。
61	44	9	第2項 避難の指示・誘導	【修正案】 「第2項 避難の指示・誘導」を「避難住民の誘導等」に修正 【修正理由】 避難の指示を行うのは知事である。法第54条参照。	○	総合防災課			意見の通り修正します。
62	47	6	(3) 避難実施要領の内容の伝達等	【修正案】 自衛隊地方協力本部長 【修正理由】 組織改編に伴う修正	○	総合防災課			意見の通り修正します。
63	47	9	3 避難住民の誘導 (1) 市長による避難住民の誘導	【修正意見】 市長は、消防長に対し指揮権が及ばないことから、適切な表現に修正されたい。	○	総合防災課			「消防長および」を削除します。
65	48	13	(6) 高齢者、障がい者等への配慮	【修正意見】 下線部分が分かりにくい表現となっているため、例えば「(省略)…運送手段の確保を的確にするとともに、あらかじめ協定を締結する他の市町村と避難受け入れ(疎開)について協議を行い、必要に応じて避難させる。」といった表現に改めてはどうか。		総合防災課			意見の通り修正します。
67	51	13	着上陸侵攻の場合	【修正意見】 「〇〇しておくものとする」という表現は、通常他者に対して用いる語句であるから、適切な表現に修正されたい。また、下線部についての研究は国(県)レベルで研究されるべき内容であり、市レベルでは困難と思われる。		総合防災課			意見の通り該当部分を削除します。
68	55	下から 10	※【着上陸侵攻への対応】	【修正意見】 下線部についての研究は国(県)レベルで研究されるべき内容であり、市レベルでは困難と思われる。		総合防災課			意見の通り修正します。

69	52	下から4	2 関係機関との連携 (1)県への要請等	【修正意見】 (1)県への要請等は、市が支援を受ける場合について記述であるが、「この場合、避難民受け入れに関しては、物理的な上限人数を示すこととする。」は市が支援する場合についての記述であるので、相容れない内容となっているので、記載場所を修正されたい。 また、「物理的な上限人数を示す」とされているが、市が物理的な上限人数の受け入れに対応できない場合も考えられることから、「避難住民の受け入れ能力等を示す」としてはどうか。	○	総合防災課	43ページの下から3行目に記載場所を修正し、意見の通り内容を修正します。
70	53	下から14	(3)救援の内容	【修正案】 市長は、知事より事務の委任を受けた場合は、…(省略) 【修正理由】 表記の統一	○	総合防災課	意見の通り修正します。
71	56	図	安否情報の収集、整理及び提供の流れ図	【修正案】 右端の「住民」を「国民」に修正 【修正理由】 安否情報の照会者は住民に限られない。「照会者」でもかまわない。	○	総合防災課	意見の通り修正します。
72	57	－	3 安否情報の照会に対する回答	【修正案】 市町村モデル計画の公表以降に行われた安否情報省令の改正に伴い、「3 安否情報の照会に対する回答」を修正する必要がある。県からの事務連絡、他の市町の計画案を参考に修正すること。 【修正理由】 安否情報省令の改正	○	総合防災課	意見の通り修正します。
73	58	下から7	2 武力攻撃災害の兆候の通報 (1)市長への通報	【修正案】 「(省略)…武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。」の後に、「市長に通報することができないときは、速やかに知事に通報する。」を加える。 【修正理由】 法第98条に基づく加筆	○	総合防災課	意見の通り修正します。
74	61	下から7	4 消防に関する措置等 (1)市が行う措置	【修正案】 「武力攻撃事態等」の「事態」を削除 【修正理由】 語句の使用に誤りがある。「武力攻撃事態等」とは武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。	○	総合防災課	意見の通り修正します。
76	63	下から9	(3)市が管理する施設の安全の確保	【記述内容の確認】 「(一部事務組合を構成して生活関連施設等を管理している場合、市は、他の構成市町および当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。）」とあるが、実際にそのような施設があるのか。	○	総合防災課	該当する施設がないので、削除します。

77	64	6	※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象および措置 【対象】 (2)	【修正案】 (2)を削除 【修正理由】 湖南省は、地域保健法第5条第1項の政令により市または特別区が登録の権限を有する場合該当しない。	○	総合防災課		意見の通り修正します。
78	64	下から1	(2)放射性物質等の放出または放出のおそれに関する通報および公示等 ①	【修正案】 「市長は、放射性物質等の放出または放出のおそれに関する連絡を知事から受けたときは、…(省略)」に修正 【修正理由】 県国民保護計画においては「対処等」の中に災害想定も含まれていることから、近隣地域に所在する原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合、県国民保護計画において、災害想定は県地域防災計画に準じ、貴市計画に示される知事からの通報・通知がなされることとはなっていない。	○	総合防災課		意見の通り修正します。
79	65	2	(2)放射性物質等の放出または放出のおそれに関する通報および公示等 ②	【修正案】 削除 【修正理由】 災害想定を県国民保護計画と同様とする場合、県国民保護計画では、高島市等に設置している環境放射線観測局の表示器を見た住民からの通報等を想定しているが、貴市において、それ以外の適切な想定がなされていない場合は本項を削除する。		総合防災課		意見の通り修正します。
80	65	7	(3)住民の避難誘導	【修正案】 削除 【修正理由】 災害想定を県国民保護計画と同様とする場合、県国民保護計画では避難に関する事項を記載していないため本項を削除する。		総合防災課		意見の通り修正します。
81	65	7	(2)と(3)の間	【修正案】 (2)と(3)の間に下記を追加する。 (3)住民等への情報伝達活動 住民に対する情報の提供武力攻撃原子力災害発生に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努めるため、県が提供する武力攻撃原子力災害に関する情報を、防災行政無線等により住民に情報提供する。 【修正理由】 県国民保護計画に基づき、武力攻撃原子力災害発生に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努めるため、県が提供する武力攻撃原子力災害に関する情報を、防災行政無線等により住民に情報提供する旨記載していただきたい。		総合防災課		意見の通り修正します。



82	65	10	(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	【修正案】 ①、②を削除し、「市は、県を通じて、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」と必要な連携を図る。」に修正。 【修正理由】 災害想定を県国民保護計画と同様とする場合、武力攻撃原子力災害合同対策協議会の会場では関係機関以外の上場が制限され、原子力防災の場合、EPZを含まない市町は関係機関に含まれない。	○	総合防災課		
83	65	13	(5) 国への措置命令の要請等	【修正案】 削除 【修正理由】 災害想定を県国民保護計画と同様とする場合、県国民保護計画では国への措置命令の要請等に関する事項を記載していないため本項を削除する。	○	総合防災課		意見の通り修正します。
85	66	1	(1) 応急措置の実施	【修正案】 市長または広域消防は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、またはNBC攻撃による汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。 【修正理由】 県計画の該当部分を引用しているため、法的に誤りのある文章となっていることから修正。法第114条参照。	○	総合防災課		意見の通り修正します。
86	67	8 9 11	(5) 市長、広域消防の管理者もしくは長の権限 ※3箇所	【修正案】 「市長、広域消防の管理者もしくは長」の「もしくは長」を削除 【修正理由】 「もしくは長」は、広域連合の長を意味することから修正	○	総合防災課		意見の通り修正します。
87	67	表	6号(対象物件等)	【修正案】 「道路等」を「場所」に修正 【修正理由】 法第108条第1項第6号の対象物件は「場所」となっている。		総合防災課		意見の通り修正します。
88	68	下から8	1. 被災情報の収集及び報告(3)	【修正案】 「市は、被災情報の収集に当たっては、県および消防庁に対し火災・災害等即報要領…(省略)」 【修正理由】 消防庁に対し、直接報告しなければならない場合がある。火災・災害等即報要領参照。	○	総合防災課		意見の通り修正します。
92	70	15	3 文化財の保護	【修正意見】 県計画を引用しているが、市の計画にもかかわらず市教育委員会の対応が記述されていない。全文を次のとおり修正してはどうか。		教育委員会		

			3 文化財の保護 (1)重要文化財等に関する命令または勧告の告知等 重要文化財等(重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物をいう。)に関し、武力攻撃災害による被害を防止するために文化庁長官が行う命令および勧告は、県教育委員会を通じ、所有者等に対して告知される。 この際、所有者等は、必要な措置をするため必要な場合は、県教育委員会を通じ、支援を要請する。 (2)国宝等の被害を防止するための措置の施行 国宝等(国宝、または特別史跡名勝天然記念物をいう。)に関し、所有者等が上記命令または勧告に従わないとき等においては、文化庁または県教育委員会の職員が当該国宝等の責任者となり、所要の措置を講ずることとなる。 (3)県指定等文化財に関する勧告、指導および助言 県指定等文化財に関し、武力攻撃災害による被害を防止する必要がある場合は、県教育委員会からその所有者等に対して、被害を防止するための勧告、指導または助言がなされる。 (4)市指定等文化財に関する勧告、指導および助言 市教育委員会は、武力攻撃災害による市指定等文化財の被害を防止するため、その所有者等に対し、勧告、指導または助言を行う。						
93	71	下から6	3 生活基盤等の確保 (1)水の安定的な供給	【修正案】 「水道用水供給事業者および工業用水道事業者」を削除 【修正理由】 湖南市はこれらの事業を行っていないため。	○	企業庁			意見の通り修正します。
94	72	2	※ 特殊標章等の意義について	【修正案】 1949年8月12日 【修正理由】 第一追加議定書参照	○	総合防災課			意見の通り修正します。
96	73	1	(2)特殊標章等の交付および管理 ① 市長	【修正意見】 水防団をおいていない場合は、「ならびに水防管理者の所轄の水防団長および水防団員)」を削除してもかまわない。	○	総合防災課			意見の通り修正します。
98	10	21	② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 ア 特徴 a 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 そのため、都市部の政治経済の中核	滋賀県国民保護計画との整合性を図る為 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 ア 特徴 a 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 そのため、都市部の政治経済の中核 修正。		警察本部 警備第二課			意見の通り削除します。
									意見の通り修正します。

100	33	下から9	②「緊急事態連絡本部」は、 <b>県警察</b> 、広域消防、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。 この場合、緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における広域消防との通信を確保する。	滋賀県国民保護計画との整合性を図る為  ②「緊急事態連絡本部」は、広域消防、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。 この場合、緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における広域消防との通信を確保する。  修正。		警察本部 警備第二課		意見の通り修正します。
101	36	下から5	(6)現地調整所の設置 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、 <b>県警察等</b> 、海上保安部等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有および活動調整を行う。また、行政連絡員を通じ地域情報の収集を行う。	滋賀県国民保護計画との整合性を図る為  (6)現地調整所の設置 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、 <b>県警察</b> 、海上保安部等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有および活動調整を行う。また、行政連絡員を通じ地域情報の収集を行う。  修正。		警察本部 警備第二課		意見の通り修正します。
102	43	下から10	(2)市長は、広域消防と連携し、あるいはふるさと……。 この場合において、広域消防は保有する車両・装備……。 また、市は、 <b>県警察</b> の交番、駐在所、 <b>パトカー</b> 等の勤務員による拡声機や <b>標示</b> を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、 <b>県警察</b> と緊密な連携を図る。	滋賀県国民保護計画との整合性を図る為  (2)市長は、広域消防と連携し、あるいはふるさと……。 この場合において、広域消防は保有する車両・装備……。 また、市は、 <b>県警察</b> の交番、駐在所、 <b>パトカー</b> 等の勤務員による拡声機や <b>標示</b> を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、 <b>県警察</b> と緊密な連携を図る。  「パトカー等」「標示」を削除することとなっているが滋賀県警察には、パトカーや標示などを所持していることから削除の必要はない。		警察本部 警備第二課		意見の通り修正します。
103	56	表	※ <b>県警察</b> 等関係機関からの安否情報の収集などの記載がない。	<b>県警察</b> 等関係機関からの安否情報の収集 等 滋賀県国民保護計画との整合性を図る為に修正。		警察本部 警備第二課		意見の通り修正します。

104	66	下から9	② 生物剤による攻撃の場合 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。 <u>また、保健所が設置されている市においては、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。</u>	② 生物剤による攻撃の場合 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。  滋賀県の保健所はあるが、湖南市の保健所はないことから「また、保健所が設置されている市においては、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。」を削除。		警察本部 警備第二課		意見の通り修正します。
105	資料編 8		滋賀県警察本部警備第二課 電話・FAX番号 077-522-1267	滋賀県警察本部警備第二課 電話・FAX番号 077-522-1231 に修正。		警察本部 警備第二課		意見の通り修正します。
106	資料編 15 31	表	警察	「県警察」に修正。		警察本部 警備第二課		意見の通り修正します。
107	資料編 33	表	※県警察等関係機関からの安否情報の収集などの記載がない。	県警察等関係機関からの安否情報の収集 等 滋賀県国民保護計画との整合性を図る為に修正。		警察本部 警備第二課		意見の通り修正します。
108	ポイント		5.2.「現地調整所」における関係機関との情報共有や活動調整 ・武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全確保のため、現場における関係機関の活動を円滑に調整するため現地調整所を設置し関係機関との情報共有及び活動調整を行う。また、 <u>警察機関</u> や自衛隊からの情報提供を得て、職員の安全の確保をした上で、避難住民の誘導を行ったり、危険な地域における措置の要請を行うことができる。(第3編第2章)	2.「現地調整所」における関係機関との情報共有や活動調整 ・武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全確保のため、現場における関係機関の活動を円滑に調整するため現地調整所を設置し関係機関との情報共有及び活動調整を行う。また、 <u>県警察</u> や自衛隊からの情報提供を得て、職員の安全の確保をした上で、避難住民の誘導を行ったり、危険な地域における措置の要請を行うことができる。(第3編第2章)		警察本部 警備第二課		意見の通り修正します。